

	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会やグループを継続的に実施すること ・従事スタッフの質の向上 ・参加市町の拡大
--	--

【I保健所】

インタビュー協力者:保健師1名

管轄市町村の概要	管轄市町村:2市3町、管内人口:約25万人、管内出生数:約2000人(平成14年)
事前準備	<p>H9 「地域保健活動モデル事業」として「子どもの虐待防止事業」を立ちあげる。講演会、事業を発足させるための検討会を開催</p> <p>H10 「子どもの心の健康づくり連絡会議」の開催、「支援ガイド」「虐待防止パンフレット」の作成</p> <p>H11 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の取り組み 個別支援の限界 長期的支援の必要性 育児不安、虐待、虐待のハイリスク等様々な育児サポートグループが必要</p> <p>H12 保健所でグループを開催する 担当者打ち合わせ(4回実施) 講演会2回、連絡調整会議3回 母子保健分野関係者事例検討会5回</p>
対象者の主な問題	虐待の疑い・ハイリスクまたは虐待をしている人
対象者のグループへの来所方法	市町村保健センター等関係機関から参加者を紹介する 参加者を紹介した関係機関はケースカンファレンスに参加する
児童相談所のグループへのかかわり	児童相談所はグループのスタッフとして毎回参加する
参加者のグループへの参加決定方法	本人の参加意欲の確認、ケース担当機関との協議し参加を決定する。(対象者が参加したいという意思があれば断らない)
グループの進め方	<p>親子で参加し、親グループと子どもグループに分かれる メンバーは固定せず途中参加あり</p> <p>月2回、6か月で1クール(1クール11-12回) グループワーク1時間、グループミーティング1時間</p> <p>参加人数:親子(遊びや行動の観察)3-10人 カンファレンスをグループ終了時に毎回実施 参加職種:臨床心理士、児相心理判定員、保健師、精神科医(2</p>

	<p>か月1回)</p> <p>ファシリテータ:臨床心理士</p>
個別カウンセリングと家庭訪問の実施	<p>地域の個別ケース担当者(保健センター保健師)のフォローを重視する。</p> <p>初回参加後は個別担当保健師が訪問する。</p> <p>1クール終了後目標達成状況の確認や新たな課題等を本人と検討する</p>
グループの評価	虐待予防のためのグループ評価尺度
予算的措置	保健所予算で実施
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のなかでさまざまなレベルのグループを作っていく必要がある ・保健所に期待されている再発予防、発生予防に取り組んでいく必要がある

資料(第2章) 児童相談所ソーシャルワーカーへの調査ご協力をお願い

親対応について、昨年度研究調査のご協力をえて困難事例どうまく対応できた事例についてリスク項目を選んでいただき、その結果を得ることができました。

今年度につきましては、具体的にワーカーが日頃、親の子育てや親が子ども対応に関して質問してきたときなど面談のなかでその対応に困ったことの対処や解決方法について検討したいと願っております。

いつ、どんな場面で、どういった状況でどんな会話がなされたのか、どういった結果だったのか、どんなことでも、ご自由に記入くださいませんでしようか。これは在宅支援、施設入所中どちらでも結構です。共通した親対応のワーカーの悩む具体的な場面を調査したいと考えています。個別に出すことはありません。

大変お忙しいことは存じますが、10月10日までに、ご返送をお願い申し上げます。

お問い合わせ先は、yoko_kato@red.umds.ac.jp
tel&fax 078-796-5105

平成16年9月16日
平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)
加藤耀子(主任研究員)
〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1
流通科学大学

記入例

参考程度です。

例1 叱りかたの場面

家庭訪問をして3回目より早く、親との関係が取れてきそうなときに、

「口で言ってもわからんのなら、叩いてでもわからせなさいといかん。

これがわが家の方針なのだ」といわれたとき、とつきに言うことにつまってしまっ

例2 ほめた場面

ワーカーが「ほめるって大切ですよね」というと、「ほめると子どもが図にのるからで
きんわ」といわれ、はたと困った。子どもをけなしているばかりの場面に出くわしたの
で、とつきにワーカーが親に言ったら、そのような答えが即座に返ってきた。

1. エピソード

最近、親対応をされたとき、子どもに関する親のかかわり方などで、困ってなにか、言
いたいとか、言ったけれど、うまくいかなかったなどはどのようなことでしょうか。

1. 担当してからの期間 主たる虐待タイプ
2. 誰から (実父、実母、実父以外の父、実母以外の母、その他(具体的に
オ
3. 話題になった子どもの年齢
4. 何を・どんな子育て対応で出された内容、行為
5. どういった子どもやその他の話題からそれが出てきたのでしょうか。
(兄弟げんかの話から、子ども時代の話から)
6. 具体的にはどんな内容でしたか、表紙の例を参考にされ、ご自由に記入ください。

もう一例教えてください。

【Eビゾード②】

具体的な場面

誰から (①実父、②実母、③実父以外の父 ④実母以外の母 ⑤その他)

子どもの年齢 オ

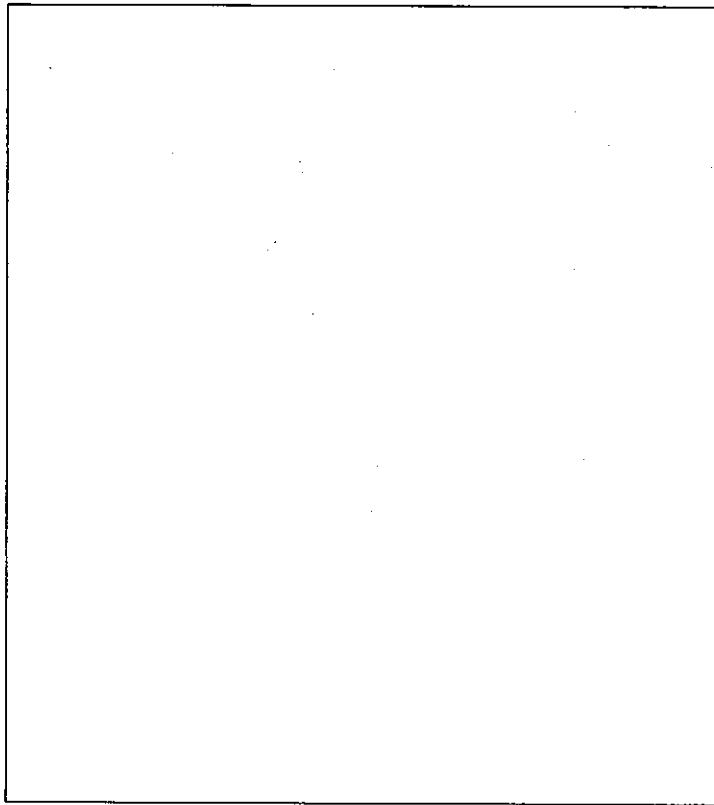
1. どのような子育て対応で出された内容、行為でお困りでしたか？

2. どういった子どもやその他の話題からそれが出てきたのでしょうか。

(兄弟げんかの話から、子ども時代の話から)

3. 具体的にはどんな会話でしたか

ご自由に記入ください。



あなたの年齢 (20代、30代、40代、50代、60代、不明)

ワーカークラス (1.1年未満 2. 1～3年未満 3. 3年以上6年未満、4. 6年以上10

年未満 5. 10年以上)

ありがとうございました。ご返送をお願いいたします。

資料(第5 号) 児童相談所における親子再統合の取り組みと児童福祉法第28条審判申し立てに関する調査(所長殿用)

私どもは、厚生労働科学研究におきまして「家庭支援の一環としてのペアレンティングプログラム作成」の2年目の研究をいたしております。児童相談所における在宅支援及び、親子再統合について支援のありかたを検討いたしております。

児童福祉法改正に伴い、児童福祉法第28条審判申し立てに関する児童相談所における活動に今後、社会的な形での支援をしていくことが求められています。そのため、現在、及び将来においてどのような対応をお考えなのか、また対応してこられているのかにつきまして、第一部、第二部の調査のご協力をお願い申し上げます。

大変お忙しいこととは存じますが、恐れ入りますが、10月17日までに同封書にてご返送くださいませ。なお、お問い合わせは、yoko_kah@ed.umd.ac.jp、078-796-5105までお願い申し上げます(留守の場合は折り返しお電話させていただきます)。

平成16年9月16日
加藤曜子(主任研究員)

流通科学大学(〒神戸市西区学園西町3-1)

第1部

1 過去の児童福祉法第28条の審判申し立てについて

- (1) 過去2年間(平成14年度～15年度)に、児童福祉法第28条の申し立て請求を家庭裁判所に対して行いましたか (1.あり 2.なし)
- (2) 件数は何件ですか _____件 うち取り下げ()件
- 全ての件数については、第二部についてご記入をお願い申し上げます。

2 児童福祉法が改正されると、第28条の審判は2年後に見直すことが予定されています。そうなった場合、貴児童相談所として、保護者に提供できる援助はどのようなを予定されていますか。お教えください。

- ① 児童相談所での精神科医の定期的面接(カウンセリング事業を含む)
- ② " 心理判定員の定期的面接
- ③ " MCGなどのグループ面接
- ④ 児童相談所が主催するペアレンティング(養育技術)プログラム
- ⑤ 児童養護施設・乳児院等施設による親指導
- ⑥ 児童相談所以外が行う精神科医の面接
- ⑦ 児童相談所以外が行う心理士の面接
- ⑧ 児童相談所以外の治療MCGなどのグループ面接
- ⑨ 児童相談所以外が実施するペアレンティング(養育技術)プログラム
- ⑩ 児童相談所以外の保健師の家庭訪問やかかわり _____ 頁へ続きます

- ⑪ ソーシャルワーカーによる計画的定期的面談と家庭訪問
- ⑫ ホームヘルプサービス
- ⑬ 他児の保育サービス
- ⑭ 地域資源(民生児童委員等)の家庭訪問
- ⑮ 医学的治療(薬物・アルコール治療、精神疾患等)の通院
- ⑯ 仕事につくために職業指導・職業教育を受ける。
- ⑰ その他(児童相談所以外のその他の援助プログラム(具体的に))

3 児童福祉法の改正後、法第28条での子どもへの施設入所が承認された事例で、保護者が貴児童相談所の提示した援助プランすべてに応じた場合で、「2年後」になっても家庭に子どもを帰すことが不適當として、児童福祉法第28条の更新申立てをする場合に、申し立ての理由として可能なものは、どれだとお考えですか。(複数回答)

- ① 子ども自身が、家庭に帰ることを拒否している
- ② 子どもを分離している間に、家庭に同居している他児に対して虐待などの不適切な養育がある。
- ③ 家庭関係が不安定(夫婦関係・その他家庭内関係)で、子どもが安心して生活できないと予想される
- ④ 保護者の生活が安定した環境を与えられず(夜間就労や長期不在など不定期勤務で子どもだけで過ごすことが多く、住居環境も著しく不良で安全・安定にかけ)、適切な養育が行われないと予想される
- ⑤ 性的虐待など、再発の可能性が高く、また再発すれば子どもに取り返しがつかないダメージを与えようと思われ
- ⑥ 保護者と子どもの関係修復を試みている最中であり、もう少し時間が必要である
- ⑦ 保護者が入院退院を繰り返す(薬物・アルコール・精神疾患等)しており、改善がみられず、さらに周りのサポートが期待されない
- ⑧ 保護者が子どもの帰宅を渋っている。
- ⑨ その他(具体的に) _____)
- 児童相談所名()

ありがとうございます。第II部をご記入のうえ同封してご返送ください。

第Ⅱ部
 28 条申立て(取り下げケースは除外)個別のケースにつき、貴児童相談所担当したすべての事例につき、回答をお願いいたします(複数扱われた場合、恐れ入りますが、本紙をコピーをお願いいたします)
 なお、内容につきましては、統計処理をいたしますので、個別に出すことは全くございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。2年間の援助プランに役立つ提案をするための実態把握のためのものです。第Ⅰ部とともに同封してご返送くださいませ。

平成16年度 厚生労働科学研究 加藤曜子(主任研究員)

1 概要

- (1) 申立年月 平成 年 月 日
 子どもの年齢 (満 歳 または 小・中・高 年生)
 * 申し立てをした時点での満年齢または学年をお書きください
- (2) 主たる虐待の種類 ()
 ①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待
- (3) 家庭裁判所からの援助プランの要請 (1. あり、2. なし)
 * 児童福祉法第28条の申立てをした件について家庭裁判所の方から、「承認された場合に、子どもの家庭復帰に向けた保護者へのプランの予定を教えてください」などの表現で、親子再統合に向けたプログラムの提示を求められたかどうか。

児童相談所からの援助プランの提示 (1. あり、2. なし)
 * 児童相談所が児童福祉法第28条の申し立てを提出段階で、申立書と同様に、または審判までの間に、自覚的に保護者への援助プログラムの計画を出していたかどうか

- (4) 審判の結果 ()
 ①承認、②不承認(棄却)、③取り下げ、④その他
- (5) 実結結果 ()
 * 審判終了後、実際に準備したプランへの保護者の対応を、①プランを提示できなかった、②提示したプランに全く応じなかった、③応じたが消極的だった、④積極的にはいかなかったが応じた、⑤ 積極的に応じた、⑥不明、⑦その他
- 2 保護者への援助プランの内容

- (1) 児童相談所が提示した保護者援助のプランは、どのような内容でしたか () (複数回答可)
- ① 児童相談所での精神科医の定期的面談(カウンセリング事業を含む)
 ② " 心理判定員の定期的面談
 ③ " MCGなどのグループ面談

- ④ 児童相談所が主催するペアレンティング(養育技術)プログラム
 ⑤ 児童養護施設・乳児院等施設による親指導
 ⑥ 児童相談所以外が行う精神科医の面談
 ⑦ 児童相談所以外が行う心理士の面談
 ⑧ 児童相談所以外の治療MCGなどのグループ面談
 ⑨ 児童相談所以外が実施するペアレンティング(養育技術)プログラム
 ⑩ 児童相談所以外の保健師の家庭訪問やかかわり
 ⑪ ソーシャルワーカーによる計画的定期的面談と家庭訪問
 ⑫ ホームヘルプサービス
 ⑬ 他児の保育サービス
 ⑭ 地域資源(民生児童委員等)の家庭訪問
 ⑮ 医学的治療(薬物・アルコール治療。精神疾患等)の通院
 ⑯ 仕事につくために職業指導・職業教育を受ける。
 ⑰ その他(児童相談所以外のその他の援助プログラム(具体的に

(2) 以上のうち、保護者が受け入れたのは何番ですか ()

(3) (2)のうち、実施できたのは何番ですか ()

3 援助の可能性

(1) この事例について、現時点で家庭裁判所に申し立てとした場合、援助プランで提示したい内容は、2の(1)の提示した何番ですか(現実提供できるかどうかは問わず、いくつでも可)

- (2) 援助が提供できなかった理由は何か ()
- ①人手が足りず、手が回らなかった
 ②援助できるだけの力量がある人がいなかった
 ③紹介できる社会資源が近くなかった
 ④事業を実施する予算がなかった
 ⑤保護者の動機付けが低かった。意欲に欠けた。
 ⑥援助機関と不仲となった。
 ⑦その他 ()

ありがとうございます。調査①部と共に返信用封筒に入れてご返送くださいませ。

(加藤曜子 〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学)